

埼玉県清掃行政研究協議会研修

廃棄物処理事業における身近な疑問 Q & A

平成21年7月28日

埼玉県環境部資源循環推進課

本日の話

最近、県に寄せられた相談とその回答について、解説をまじえて説明します。

- Q1 びん・かん・ペットボトルの資源化を民間委託処理に切り替えるには？
- Q2 公共ごみ処理施設における違法搬入の効果的な指導は？
- Q3 引越ごみの取扱いは？

相談対応事例1

現在、市直営で実施している「空きびん」「空き缶」「ペットボトル」の選別・処理を管内の廃棄物再生事業者Aへの委託処理に切り替えたい。

廃棄物処理法上、注意すべき事項は？

【事業者Aの概要】

産業廃棄物処分業許可証における事業の範囲(法第14条)

産業廃棄物中間処分業

破砕 ガラスくず、コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず
廃プラスチック類

圧縮梱包 金属くず

産業廃棄物処理施設設置許可証の内容(法第15条)

廃プラスチック類の破砕施設(令第7条第7号)

登録廃棄物再生事業者(法第20条の2)

ガラスくず、コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、金属くず

事例1 におけるの注意点

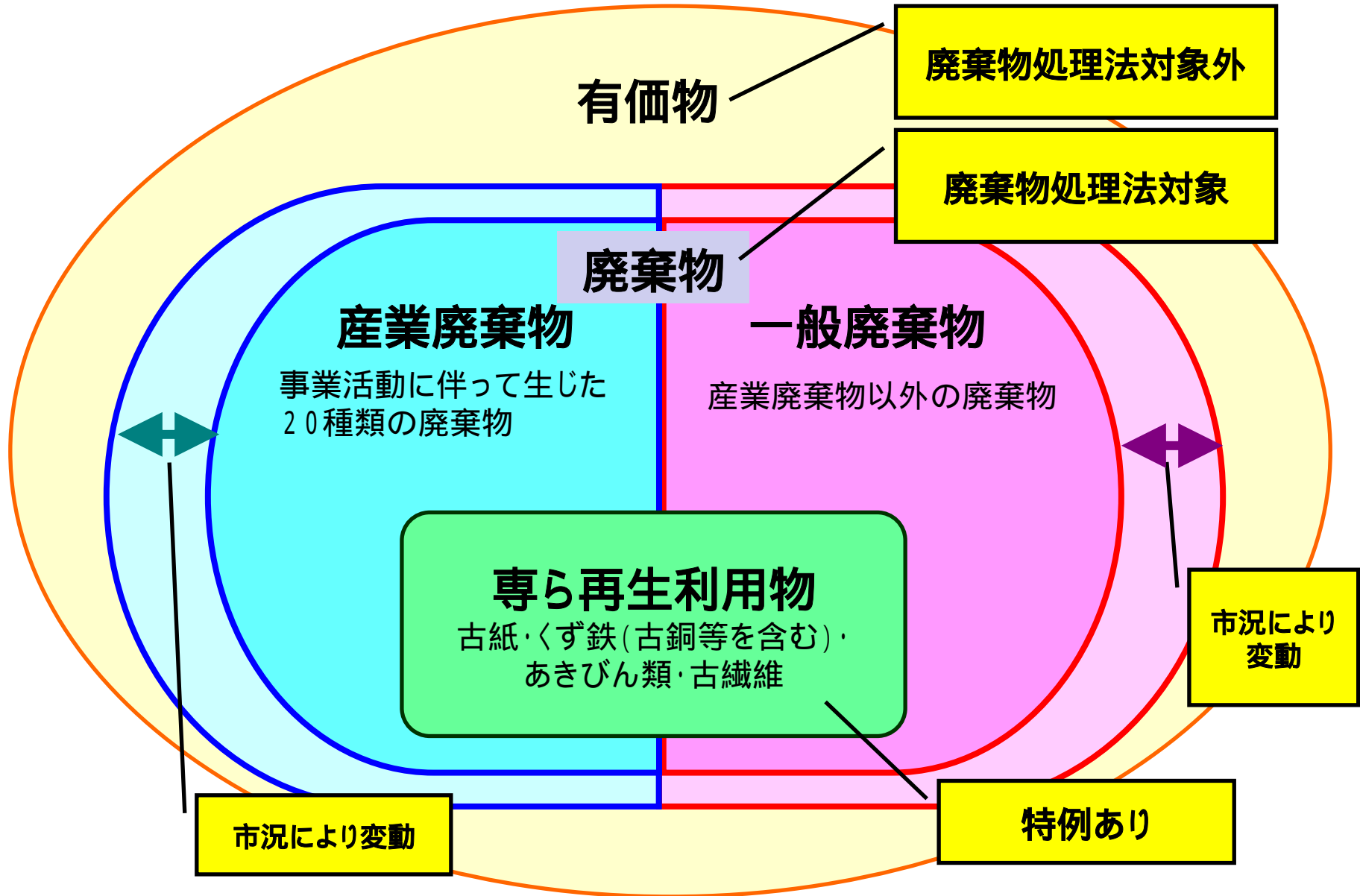
ここを必ずチェック！

- 廃棄物の該当性
- 専ら再生利用物・市町村委託の許可不要規定
- 一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設の相違点

実施の近道は！

廃棄物処理法第15条の2の4の特例の可能性

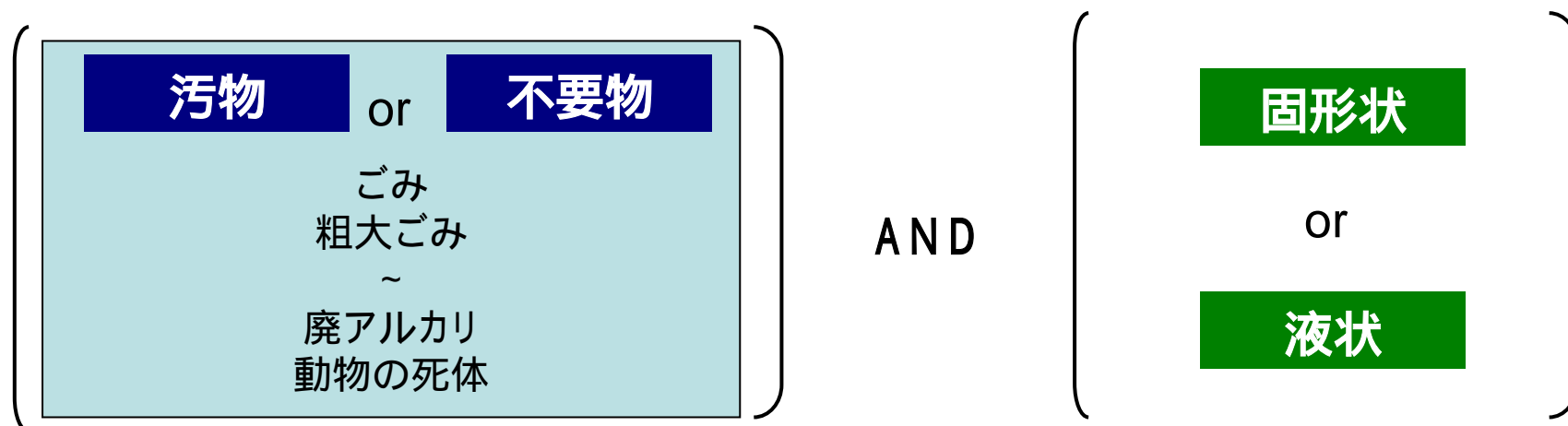
有価物・廃棄物の区分



廃棄物処理法における廃棄物の定義

廃棄物処理法第2条第1項

この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。



廃棄物の該当性

廃棄物総合判断説

廃棄物 = 不要物

- ・占有者が自ら利用できない
- ・他人に有償売却できない

**廃棄物の該当性の判断 = 客観的に観念できるものではなく、
次の事項を総合的に勘案すべきもの**

- ・物の性状
- ・排出の状況
- ・通常の見扱い形態
- ・取引価値の有無
- ・占有者の意思

産業廃棄物と一般廃棄物の区分

第2条第4項

この法律において「**産業廃棄物**」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

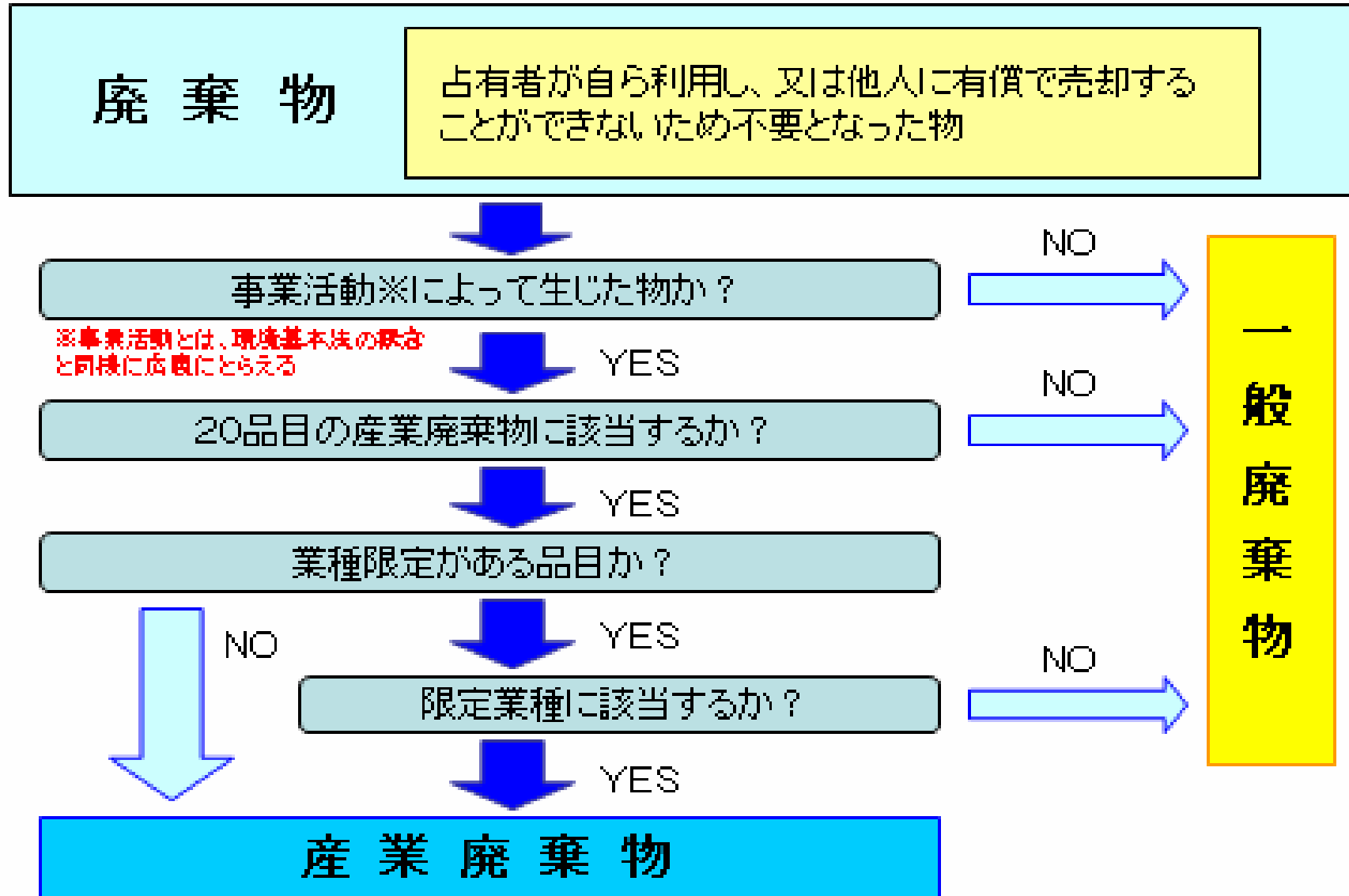
事業活動によって生じた20品目の廃棄物

廃プラスチック類　ゴムくず　金属くず　紙くず　木くず　繊維くず
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず　がれき類
動植物性残さ　動物系固形不要物　鋳さい　動物のふん尿
動物の死体　ばいじん　燃え殻　汚泥　廃油　廃酸　廃アルカリ
13号廃棄物　（　については業種限定あり）

第2条第2項

この法律において「**一般廃棄物**」とは、**産業廃棄物以外の廃棄物**をいう。

産廃・一廃の判断フロー



専ら再生利用物

有価物 専ら再生利用物 (= 廃棄物)

専ら再生利用物は、一般廃棄物又は産業廃棄物のうち、その物の性質上、通常再生利用されるもの

該当物：古紙・くず鉄（古銅等を含む）・

あきびん類・古繊維

専ら再生利用物のみの処分を行う者については、
処分業の許可不要（法第7条第6項）

専ら物と市町村委託の許可不要規定

		市町村	処理業者	専ら再生事業者 委託業者
業の許可	第7条第1項	×		×
処理基準	第7条第13項			×
報告徴収	第18条	×		
立入検査	第19条	×		
改善命令	第19条の3	×		×
措置命令	第19条の4	×		
施設設置許可	第8条第1項 (第9条の3)	届出		

施設許可は必要

○ : 法規制の適用があるもの × : 法規制の適用がないもの

一 廃処理施設と産廃処理施設の相違点

一般廃棄物処理施設(法第8条、令第5条)

- ・ごみ処理施設(焼却施設を除く)・・・処理能力5トン/日以上
- ・焼却施設・・・処理能力200kg/h以上又は火格子面積2m²以上

一 廃施設の方が対象が広い

産業廃棄物処理施設(法第15条、令第7条)

- ・汚泥の脱水施設・・・処理能力10m³/日を超えるもの
- ・汚泥の乾燥施設・・・処理能力10m³/日を超えるもの
- ・汚泥の焼却施設・・・処理能力5m³/日を超えるもの、処理能力200kg/h以上又は火格子面積2m²以上
- ・廃油の油水分離施設・・・処理能力10m³/日を超えるもの
- ・廃油の焼却施設・・・処理能力1m³/日を超えるもの、処理能力200kg/h以上又は火格子面積2m²以上
- ・廃酸、廃アルカリの中和施設・・・処理能力50m³/日を超えるもの
- ・廃プラの焼却施設・・・処理能力100kg/日を超えるもの又は火格子面積2m²以上
- ・木くず、がれきの破砕施設・・・処理能力5トン/日を超えるもの
- ・有害物質を含む汚泥のコンクリート固化施設
- ・水銀を含む汚泥のばい焼施設
- ・汚泥、廃酸、廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設
- ・PCB廃棄物の焼却施設
- ・PCB廃棄物の分解施設
- ・PCB廃棄物の洗浄施設又は分離施設
- ・産業廃棄物の焼却施設・・・処理能力200kg/h以上又は火格子面積2m²以上

産廃施設は限定列挙された施設のみ

相談対応事例1【県回答】

当該「空きびん」「空き缶」「ペットボトル」が廃棄物である場合、市町村の委託処理や専ら再生利用物であることに関係なく、事業者は、県知事から、廃棄物処理法第8条で規定する「一般廃棄物処理施設設置許可」を取得しなければならない。また、許可の申請に際しては、「生活環境影響調査」の実施が必要。

なお、「ペットボトル」の破砕施設に関しては、同法第15条の2の4で規定する特例届出の対象となりうる。

市町村は、従前どおり一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項を含めた一般廃棄物処理計画を定め、同計画に従って、その区域で発生する一般廃棄物を生活環境保全上支障が生じないように処理しなければならない。

廃棄物処理法第15条の2の4

産業廃棄物処理施設設置者は、処理する産業廃棄物と同一性状の一般廃棄物を県知事に届出することにより、一般廃棄物処理施設として設置することができる

環境省令で定める対象一般廃棄物

- ・廃プラスチック類の破砕施設(廃プラスチック類)
- ・廃プラスチック類の焼却施設(廃プラスチック類)
- ・木くずの破砕施設(木くず)
- ・がれき類の破砕施設(コンクリートの破片その他これに類する不要物)
- ・産業廃棄物の焼却施設(紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さ・動物の死体)
- ・管理型最終処分場(燃え殻・廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さ・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・がれき類・動物のふん尿・動物の死体・ばいじん・処分するために処理したもの(特別管理一般廃棄物を除く))

相談対応事例2

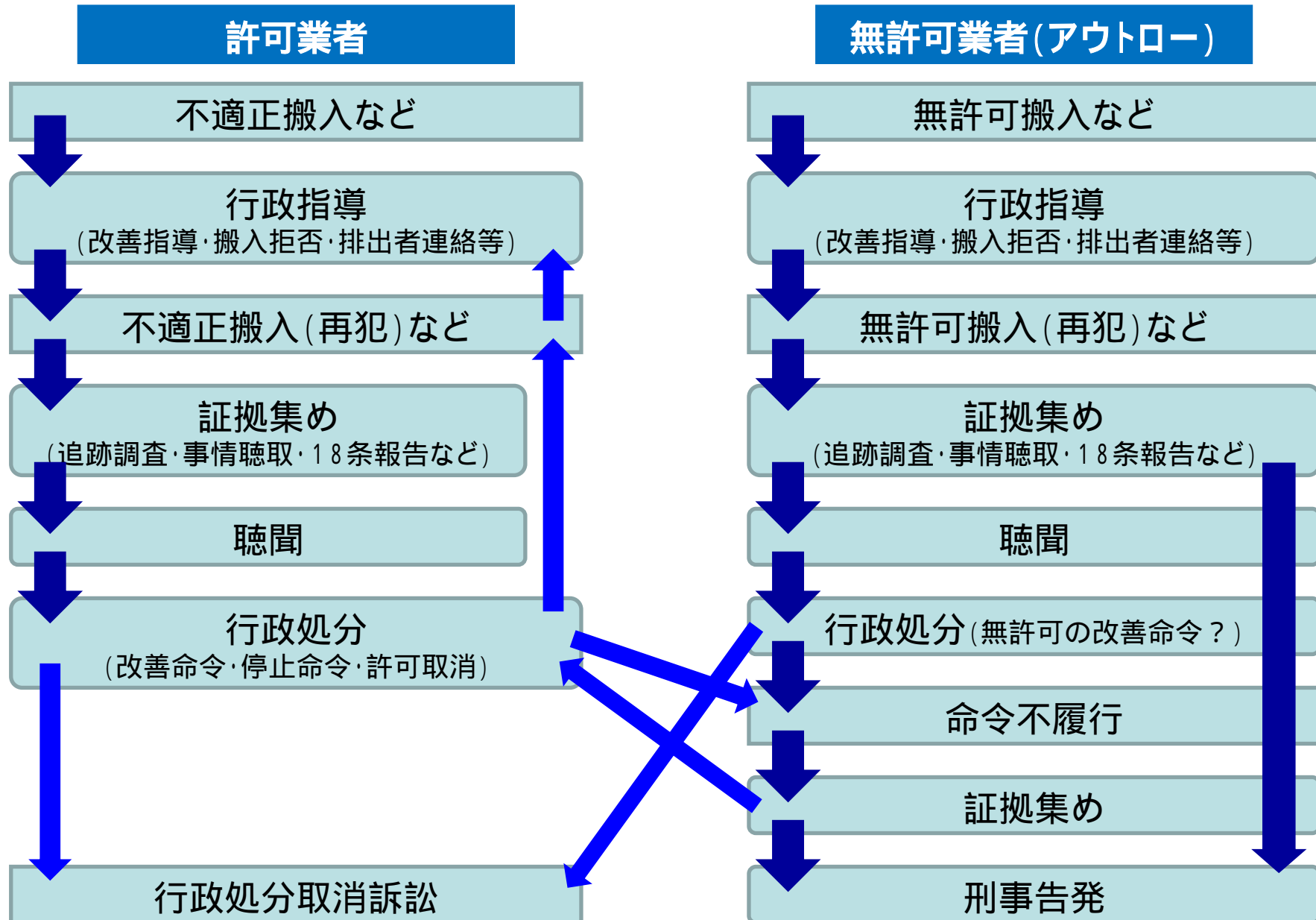
「自己物」と称して、頻繁に多量の廃棄物を公共ごみ焼却施設に搬入してくる事業者がいる。その都度、口頭指導を行ってきたが、言い逃ればかりで改善されない。
こうした事業者に対する効果的な指導は？

事例2 におけるの注意点

ここを必ずチェック！

- 許可業者と無許可業者の指導方法の違い
- 無許可業者の指導に必要な証拠
- 訴訟を視野に入れた対応(関連通知、判例の確認)

悪質事案の指導手順の例



許可業者指導と無許可業者指導の相違点

許可業者への指導

- ・許可業者が最も避けたい事態は、**許可取消処分**である。

A市で一般廃棄物処理業許可を取り消される

廃棄物処理法の欠格に該当する

全国の一般廃棄物・産業廃棄物処理業許可の取消処分

欠格による5年間の業界追放 廃業のおそれ

無許可業者への指導

- ・無許可業者が最も避けたい事態は、**刑事事件化**である。

罰則 5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金、併科

行政指導の段階で改善させるのが行政上のテクニックである。
行政処分や刑事告発を行う場合、事前に、違法事実を正確に把握しておくことが極めて重要である。

県の産業廃棄物指導の例

県産業廃棄物指導では、「行政処分」・「刑事告発」の態勢を整えながら、「行政指導」で追い込んでいく。

STEP-1 (行政指導)

口頭指導

指導票交付

STEP-2 (行政指導)

行政指導文書交付

STEP-3 (行政指導から行政処分へ)

証拠集め

18条報告聴取

行政処分の検討

STEP-4 (行政処分準備)

追加証拠集め

18条報告聴取

STEP-5 (行政処分)

聴聞

行政処分

記者発表

訴訟準備

STEP-6 (事件化)

県警連携

刑事告発

産業廃棄物の行政処分指針

平成17年8月12日付け環廃産第050812002号(環境省産業廃棄物課長通知)

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3等に係る法廷受託事務に関する処理基準について」

- ・行政処分の基準(法廷受託事務の処理に当たりよるべき基準)が示される

平成17年8月12日付け環廃産第050812003号(環境省廃・リ対策部長通知)

「行政処分の指針について」

- ・廃棄物処理の不信感を払拭するため、積極的かつ厳正な行政処分の実施が示される

埼玉県では・・・

「行政処分実施要領」、「不利益処分に係る処分基準」、「弁明の機会の付与の手続に関する事務処理要領」、「行政処分に係る記者発表事務処理要領」など定めている。

産業廃棄物行政処分基準(抜粋)

許可取消等の要件	処分内容
無許可営業 不正手段による営業許可取得 事業停止命令違反 措置命令違反、改善命令違反 受託禁止違反 不法投棄 不法焼却 委託基準違反、再委託禁止違反 不法投棄・不法焼却目的収集運搬 など	許可取消
変更届出義務違反 報告拒否、虚偽報告 立入検査拒否、妨害、忌避 など	停止30日
その他の違反行為	停止10日

証拠の集め方(1/3)

ミッション:無許可営業の事実確認(反復継続して、他人の廃棄物を収集運搬している事実を押さえること)

1 搬入時の調査【公共ごみ処理施設】

搬入物検査や運転手に対する聴取から排出事業者を特定する
行為者の搬入サイクルを確認する
違法行為の疑いがある場合には改善指導を行う
調査報告書を作成し公文書として残す

排出事業者が確認できないと、産廃・一廃の区分や無許可営業の事実確認が行えない。搬入物の中から、伝票など排出事業者の特定に繋がる廃棄物を探し、搬入時の状況を写真撮影するとともに、当該物を保管する。また、運転手から積込み時の状況等について聴取する。

運転手からの聴取のほか、日常から搬入車両の車体番号を記録し、行為者の搬入サイクルを把握する。

確たる証拠が無くてもその状況から違法行為の疑いがあると判断した場合には、口頭又は書面により改善指導を行う。可能な限り、指導内容を記載した書面(指導文書や調査票など)に運転手の署名を求める。状況によっては、違法搬入事業者の代表者への指導を行う。

とりまとめた調査結果報告書は内部で決裁し、公文書として残す。

証拠の集め方(2/3)

2 排出事業者への調査【立入検査等】

立入検査等により、処理委託契約の内容や排出事業者の意思などを確認する

通常の収集曜日や時間等を押さえる

廃棄物の保管状況を確認する

違法行為の疑いがある場合には改善指導を行う

立入検査報告書を作成し公文書として残す

処理委託契約書の内容及び担当者に対する聴取から、排出事業者における無許可業者委託の認識があったかについて確認する。

担当者からの収集日時を聴取し、行為者の搬入サイクルを把握する。

産廃・一廃・資源の分別状況及び保管基準の適合の可否を確認する。保管状況については、写真撮影し記録する。

確たる証拠が無くてもその状況から違法行為の疑いがあると判断した場合には、口頭又は書面により改善指導を行う。可能な限り、指導内容を記載した書面(指導文書や調査票など)に担当者の署名を求める。状況によっては、代表者あての指導文書を交付する。

立入検査結果報告書は内部で決裁し、公文書として残す。

証拠の集め方(3/3)

3 追跡調査【事業所から公共ごみ処理施設までの追跡】 事業所での廃棄物の積みこみから施設への搬入までを追尾する 積み込み時刻や搬入までの経路の記録、写真撮影など行う

収集が予定されている日時に、事業所から施設搬入までの追跡調査を実施する。調査は、公用車とわからない車両2台を用いて、携帯で連絡をとりながら交互に追跡する。また、カメラ(望遠機能が良かった方がよい)、道路地図及びコピー(経路記入用)、記録票などを常備する。

なお、相手側に追跡を気づかれた場合には、速やかに調査を中止する。

積み込み作業の写真が撮影できない場合でも、事業所への入出の写真を撮影し、時刻を記録する。可能な限り、当日の行程を詳細に記録していく。

4 行為者及び排出事業者に対する報告徴収【廃棄物処理法第18条】 違法行為を確認できた日、その他収集のあったと思われる日について、 廃棄物処理法に基づく18条報告を求める 追跡調査結果とそれぞれ徴収した18条報告内容の比較し、違法性を整理する

追跡調査において確認した事実について、書面により報告を求める。18条報告の拒否及び虚偽記載は、廃棄物処理法違反であり罰則(30万円以下の罰金)の規定もある。一連の調査から事案を整理する。

相談対応事例3

A市の住民がB市に転居する際に、生活系の引越ごみが発生した。当該ごみについては、引越業者が、C市にある同社事業地まで運搬し一時保管した。

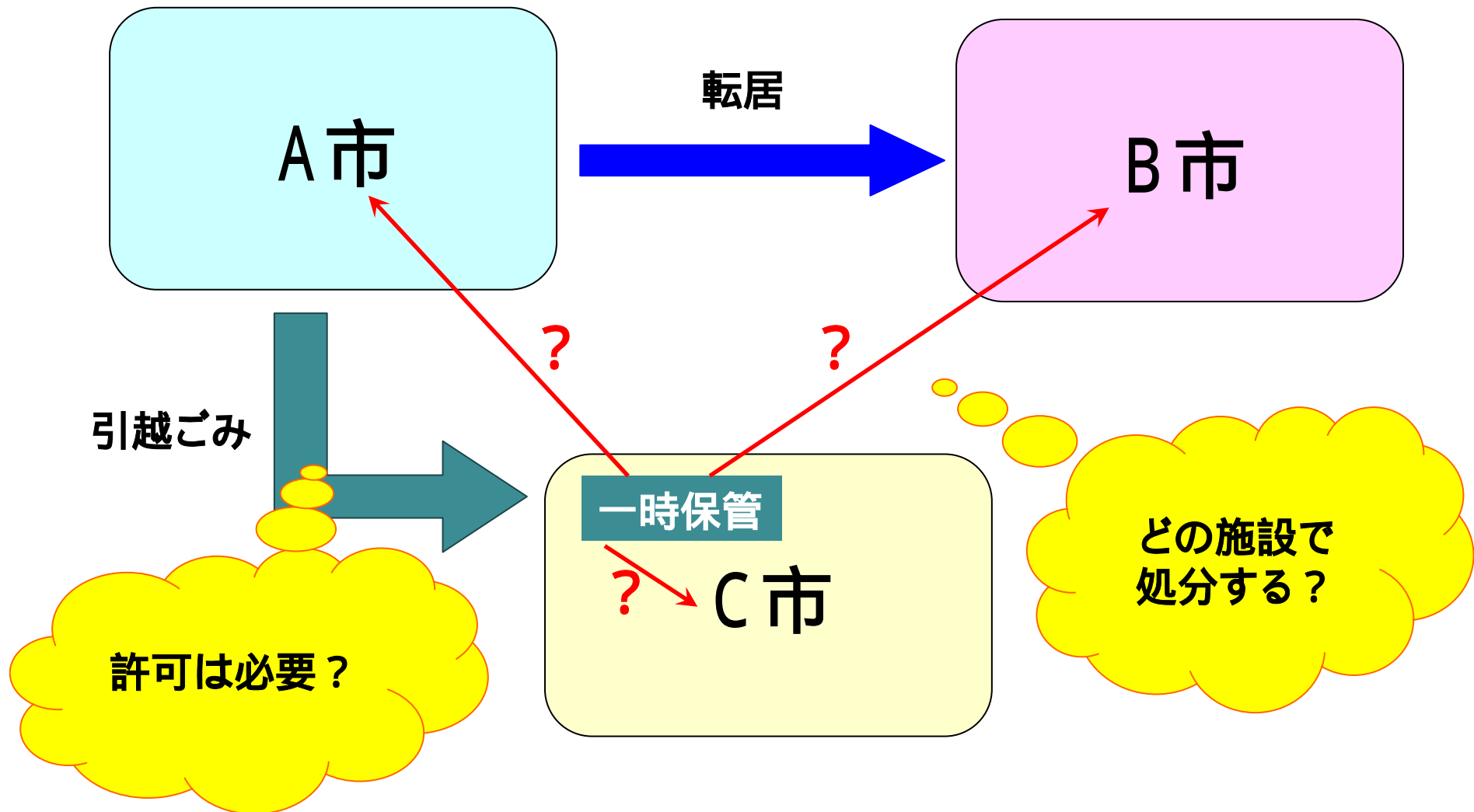
数日後、当該ごみを公共ごみ処理施設で処分することだが、搬入するべき施設は、A市・B市・C市のいずれか？

事例3 におけるの注意点

ここを必ずチェック！

- ・許可不要の規定(廃棄物処理法施行規則第2条第10号)
- ・平成15年6月25日付け環廃対発第030625002号
- ・引越時に発生する廃棄物の取扱いマニュアル

引越業者には許可必要？ 処理責任はどの市に？



当該引越廃棄物の考え方

引越廃棄物は、事業活動(引越荷物運送業)において発生した物ではなく、引越をする一般家庭から排出された物

よって一般廃棄物である

C市(一時保管地)において廃棄物となったのではなく、A市(従前の居住地)において不要となった廃棄物

よってA市に処理責任がある

一般廃棄物を第三者に引き渡して処理する場合は、処理する者は一般廃棄物処理業の許可が必要

許可が必要 But 許可不要の規定もある

許可不要規定の内容とその範囲

引越時に発生する廃棄物の取扱いマニュアル

- 1 引越をする者の事情から、引越廃棄物をどうしてもA市の指示どおりに排出しがたい場合
- 2 自らA市の処理施設まで運搬しがたい場合

引越をする者から引越請負業者に対し、次の2点が書面で委任されている

引越廃棄物を引越請負業者が管理する所定の場所まで運搬すること

引越廃棄物を所定の場所において、A市又は一般廃棄物収集運搬業者(A市とC市の許可)に引き渡すこと

A市 C市については、上記の許可不要の規定があるが、
C市 A市については、両市の許可を持つ一般廃棄物収集運搬業者に委託しなければならない。

廃棄物処理法の疑義回答集(参考)

「廃棄物処理法Q & A」 東京法令出版

「廃棄物処理法の実務Q & A」 第一法規

「廃棄物・リサイクル関係法令等Q & A」

鳥取県資源循環推進課HP

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=28367>

「裁判所判例検索システム 1」 裁判所HP

http://www.courts.go.jp/search/jhsp0010?action_id=first&hanreiSrc hKbn=01

「EIC ネット環境Q & A 2」 (財)環境情報普及センターHP

<http://www.eic.or.jp/qa/?gmenu=1>

1 「廃棄物」等で検索すると判例が確認できる

2 EIC ネットは利用者の情報交換の場であって、国の疑義回答集ではない

環境省(旧厚生省)による過去の疑義解釈通知の大部分は、平成12年12月28日に廃止されているが、行政の継続性の観点から従前の解釈により運用されている。

会員間情報の共有化取組の提案

各会員から懸案などの課題を募集し、全会員でそれぞれの回答を示す。回答は集計し、全会員の共有情報とする。

テーマ	対応に苦慮している懸案
	判断に苦慮している法令解釈・運用
	他団体から収集したい情報 など

詳細な実施方法については、現在検討中。
こうした取組は、関東甲信越ブロック産廃行政団体(都県市)などで実施している。